

議員提出議案第 2 号

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

提出者	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	永野	雅則
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	川嶋	恵美
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の交付等に関する手続について、押印を不要とするため、日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

政務活動費の交付等に関する手続について押印を廃止する。

日進市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1号様式(第4条関係) 【別記1 参照】	第1号様式(第4条関係) 【別記1 参照】
第2号様式(第5条関係) 【別記2 参照】	第2号様式(第5条関係) 【別記2 参照】
第3号様式(第6条関係) 【別記3 参照】	第3号様式(第6条関係) 【別記3 参照】
第4号様式(第9条関係) 【別記4 参照】	第4号様式(第9条関係) 【別記4 参照】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別記1】

改正後

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

日進市長 宛て

（日進市議会議長経由）

議員名

政務活動費交付申請書

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円

【別記1】

改正前

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

日進市長

様

（日進市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付申請書

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1 交付申請額（ 年度分）

円

【別記2】

改正後

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

議員名

日進市長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、日進市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

【別記2】

改正前

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

議員名 様

日進市長
氏 名

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、日進市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

【別記3】

改正後

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

日進市長 宛て

（日進市議会議長経由）

議員名

政務活動費交付請求書

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

振込先	<u>金融機関名</u>	<u>銀 行</u> <u>信 用 金 庫</u> <u>農 業 協 同 組 合</u>	<u>店</u>
	<u>預金種目</u>	<u>普通・当座</u>	<u>口座番号</u>
	<u>フリガナ</u>		
	<u>口座名義</u>		

【別記3】

改正前

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

日進市長

様

（日進市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付請求書

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

【別記4】

改正後

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市議会議長 宛て

議員名

年度政務活動費収支報告について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出 _____ 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

【別記4】

改正前

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

日進市議会議長

様

議員名

印

年度政務活動費収支報告について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出 _____ 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

議員提出議案第3号

日進市議会会議規則の一部改正について

日進市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月7日提出

提出者	日進市議会議員	永野	雅則
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	川嶋	恵美
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員の本会議及び委員会への欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後の期間に配慮するため、日進市議会会議規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

議員の本会議及び委員会への欠席事由について、公務、疾病、育児、看護、介護等の事由及び産前・産後の期間の範囲を規定する。

日進市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
 議会規則第 号

日進市議会会議規則(平成6年日進町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ議長</u>に欠席届を提出することができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第84条 略</p> <p>2 参考人については、<u>第81条から第83条まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ委員長</u>に欠席届を提出することができる。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>前章第4節</u>の規定を準用する。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長</u>に欠席届を提出することができる。</p> <p>(参考人)</p> <p>第84条 略</p> <p>2 参考人については、<u>第81条、第82条及び第83条</u>の規定を準用する。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長</u>に欠席届を提出することができる。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については<u>第1章第4節</u>の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。